

証券コード 9628
2021年6月4日

株 主 各 位

大阪本社 大阪市北区天神橋四丁目6番39号
本 店 大阪市中央区北浜二丁目6番11号
燐ホールディングス株式会社
代表取締役社長 播 島 聰

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットによって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討願い、以下のご案内に従って2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに、議決権行使してください。

当社は、本株主総会におきましてライブ配信を実施いたします。具体的な内容につきましては、同封のリーフレットのご案内をご確認いただきますようお願い申しあげます。

株主様におかれましては、会場における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会当日のご来場はできる限りお控えいただき、ライブ配信にてご視聴ください。なお、株主総会にご出席される場合は、ご自身の体調をお確かめのうえ、ご来場くださいますようお願い申しあげます。

今年度は、株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしませんので、何卒ご理解いただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時

2. 場 所 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
公益社 千里会館 会場：まほろば

3. 目的 事 項

- 報告事項1. 第92期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第92期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役6名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、3～4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧の上、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに行使してください。

(3) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

以上

~~~~~  
(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://www.san-hd.co.jp>) に掲載することにより、株主様にご提供いたしております。なお、会計監査人および監査役が監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集通知の添付書類のほか、当社ホームページに掲載する「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合、ならびに株主総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表等により、本総会の開催、運営等に関して大きな変更が生じる場合には、書面による郵送または当社ホームページ (<https://www.san-hd.co.jp>) において掲載することにより、お知らせいたします。ご来場いただく場合は、事前に最新の状況をご確認いただきますようお願い申しあげます。
- ◎当社では新型コロナウイルス感染予防および拡散防止のため、下記の対策をいたします。
- ・出席役員および運営スタッフは、体調を確認し、マスクを着用させていただきます。
  - ・株主総会にご出席の株主様には、会場への入場の際に検温とマスクの着用をお願いさせていただきます。なおマスク未着用の方には、会場受付にてマスクを配布いたします。また会場入り口付近など複数箇所にアルコール消毒液を設置いたしますので、会場への入場の際にはアルコール消毒液による手指消毒にご協力ください。
  - ・会場の座席につきましては、ご出席の株主様に一定間隔を空けて着席していただくため、運営スタッフがご案内いたします。あらかじめご理解賜りますようお願い申しあげます。

# インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申しあげます。

## 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによってのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス <https://www.web54.net>

ウェブ行使

## 2. 議決権行使の方法について

### (1) パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

### (2) スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権行使できます。

なお、一度議決権行使した後で行使内容の変更をされる場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

## 3. 議決権行使のお取扱いについて

(1) 議決権の行使期限は、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

(2) 書面とインターネットにより、重複して議決権行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数、またはパソコン・スマートフォンで重複して議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

- (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合がございます。

#### 4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

#### 5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9：00～21：00)

- (2) その他のご照会は、以下の問い合わせ先にお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主様

証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）

三井住友信託銀行 証券代行部

[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9：00～17：00 土日休日を除く)

以 上

## (添付書類)

# 事 業 報 告

( 2020年4月1日から  
2021年3月31日まで )

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 企業集団の事業の経過およびその成果

当連結会計年度（以下、当期）におけるわが国経済は、国内外での新型コロナウイルスの感染拡大の影響が続き、とりわけ2度の緊急事態宣言のダメージにより通期でマイナス成長となる見通しです。景気は総じて厳しい状態ながら、外需の回復や緩和的な金融環境、政府の経済対策の効果にも支えられて、2020年7～9月期、10～12月期に持ち直し、2020年4～6月期の記録的な落ち込みからは回復基調を辿りました。

一方、人が集い故人を弔う場の提供を事業の中心とする葬祭業界においては、感染防止への配慮を背景とした参列者の減少による葬儀の小規模化で葬儀本体の収入や料理、供養品、返礼品といった関連収入が大幅な減収となるなど、大きな影響を受けました。

このような外部環境を背景として、当期は少人数での葬儀の割合が高まりましたが、人の接触が制約されるコロナ禍の状況においても、故人をしっかり弔いたいというご遺族の皆様の気持ちに何ら変わりはありません。

当社グループにおいては、新型コロナウイルス感染症対策の徹底により、お客様と従業員の安全を確保し、安心して故人様とお別れをしていただける場をご提供することを基軸とし、これに加えて新しい取り組みも開始しております。それは、コロナ禍やその他の事情により参列を諦めておられた方に葬儀の様子をオンライン配信できるサービス「葬儀へのリモート参列サービス」のご提供や、従来各葬儀会館で実施していたセミナーに替わる「オンラインセミナー」や、非対面での事前相談をご希望の方への「オンライン相談」の実施などです。

一方、ライフエンディングサポート企業への進化を目指す中期経営計画（2019年度～2021年度）の2年目となる2020年度は、「ライフエンディングサポート事業の拡充」、「業務効率の改善」、「葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大」に特に注力しました。

「ライフエンディングサポート事業の拡充」に関しましては、2020年4月1日ライフエンディングのポータルサイトを運営する「ライフフォワード株式会社」を設立し、7月から事業を開始しました。シニア層に今後ますます必要とされる「ライフエンディングのトータルサポートサービス」を提供していくこうという、当社グループの新たなチャレンジの一環です。まず首都圏で

の葬儀とお墓の紹介から開始し、良質で安心なサービスや商品を提供する、信頼できるパートナー事業者との提携を推進しました。さらに当初計画を早めて関西圏でも同様のサービス提供を開始するための提携に着手しました。

「業務効率の改善」に関しましては、従来から(株)公益社の業務オペレーションの生産性向上に取り組んできましたが、このコロナ禍を契機ととらえ、さらなる見直しをはかり、人件費や直接費等の削減を実現しました。

「葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大」に関しましては、当期においては葬儀会館の新規開設はありませんでしたが、次期の新規開設予定の物件をすでに5会館決定しております。引き続き首都圏、関西圏を中心に、投資対効果の高い新規出店案件の選定に努めてまいります。

当期はグループ葬祭3社いずれも葬儀施行件数が伸長し、グループの全葬儀施行件数が前連結会計年度（以下、前期）比3.4%の増加となりました。一方、葬儀施行単価は、期初から新型コロナウィルス感染症の影響を受け、グループ全体として前期比12.8%低下しました。

四半期ごとに見ると、初回の緊急事態宣言があった第1四半期連結会計期間に比べて、第2四半期連結会計期間は、新型コロナウィルス感染症の影響（以下、「コロナ影響」と略記）による業績悪化からの改善の兆しが見られました。さらに、第3・第4四半期連結会計期間は、葬儀施行件数が前年同期比で伸長しましたが、少人数での簡素な低価格帯葬儀の増加が中心であったため、葬儀施行単価は低下しました。

また、葬儀に付随する販売やサービス提供による収入も、葬儀の小規模化や法事法要の減少、対面営業活動の制約等コロナ影響を受けたため、前期比減収となりました。

費用については、大規模葬儀の設営費用、参列者の減少に伴う供養品、返礼品等の仕入の減少や内製化の推進等による外注費の減少により直接費が減少したほか、業務効率の改善と人件費コントロールの徹底により人件費が減少し、営業費用は前期比9.8%減少しました。販売費及び一般管理費は、人件費のほか旅費交通費、求人・採用関連費用等の減少により、前期比16.4%減少しました。

この結果、当期の営業収益は188億65百万円となり、前期比11.3%の減収となりました。また、営業利益は25億50百万円（前期比17.5%減）、経常利益は25億36百万円（前期比17.2%減）と減益となりました。さらに、葬儀会館その他の固定資産に係る減損損失の計上により、税金等調整前当期純利益は24億51百万円（前期比15.1%減）となり、その結果、親会社株主に帰属する当期純利益は15億62百万円（前期比15.8%減）と減益となりました。

セグメントの業績は次のとおりです。

### ① 公益社グループ

公益社グループの中核会社である(株)公益社においては、関西圏、首都圏ともに一般葬儀（金額5百万円以下の葬儀）の施行件数は増加しましたが、葬儀施行単価については低下しました。コロナ影響により、少人数での簡素な低価格帯葬儀の増加が著しかったことが主な要因です。

大規模葬儀（金額5百万円超の葬儀）の施行件数は首都圏、関西圏ともに前期比ほぼ半減し、前期比5割超の減収となりました。

公益社全体では、葬儀施行件数は前期比3.5%増加したものの、葬儀施行収入は前期比10.3%の減収となりました。

また、葬儀に付随する販売やサービス提供においては、コロナ影響により法事法要および後日返礼品・仏壇仏具の販売収入が減少したため、前期比減収となりました。

費用については、直接費の減少および人件費や消耗備品費等の減少により、前期比減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は154億71百万円（前期比12.3%減）となり、セグメント利益は9億85百万円（前期比43.5%減）となりました。なお、当セグメントには、当期に事業を開始したライフフォワード(株)の損益を含んでおります。

### ② 葬仙グループ

葬仙グループの(株)葬仙においては、米子エリア・松江エリアで葬儀施行件数が伸長し、全体では前期比1.0%増加しました。しかし、参列者の減少と葬儀規模の縮小の影響により葬儀施行単価が低下したため、葬儀施行収入は前期比13.0%の減収となりました。

また、葬儀に付随する販売やサービス提供においては、料理販売等の減少により、前期比減収となりました。

費用については、直接費の減少および人件費や消耗備品費等の減少により、前期比減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は12億66百万円（前期比12.6%減）となり、セグメント利益は38百万円（前期比11.8%減）となりました。

### ③ タルイグループ

タルイグループの(株)タルイにおいては、新店やリニューアル店を中心に葬儀施行件数が前期比7.4%増加したものの、少人数の家族葬が増加し、低価格帯プランの構成比が上昇したことにより、葬儀施行単価は低下しました。このため、葬儀施行収入は前期比3.6%の減収となり

ました。

費用については、直接費の減少および人件費の減少により、前期比減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は17億48百万円（前期比3.8%減）となり、セグメント利益は3億28百万円（前期比1.3%増）と、減収ながら増益となりました。

#### ④ 持株会社グループ

持株会社グループの燐ホールディングス(株)においては、配当金収入の減少により減収となりました。

費用については、主に人件費や旅費交通費等の減少により、前期比減少しました。

この結果、当セグメントの売上高は49億7百万円（前期比11.6%減）となり、セグメント利益は18億37百万円（前期比18.8%減）となりました。

### 2. 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は、8億70百万円で、その主なものは次のとおりであります。

|           |       |         |
|-----------|-------|---------|
| タルイ会館 大久保 | 新築工事等 | 1億54百万円 |
| 公益社 吹田会館  | 改修工事等 | 1億27百万円 |
| タルイ 本社    | 改修工事等 | 1億21百万円 |

### 3. 企業集団の資金調達の状況

当連結会計年度中において、手元資金を設備投資に充当いたしました。

なお、資金の効率的運用を図るため、当社グループの各社間でグループ金融制度を運用しております。当連結会計年度末において、当社は(株)公益社から8億50百万円、(株)タルイから4億50百万円を借り入れております。

また、緊急多額の資金需要に備え、取引銀行3行と総額10億円のコミットメントライン契約を締結しておりますが、当連結会計年度末の借入実行残高はありません。

#### 4. 対処すべき課題

##### ① 新経営理念の浸透

新経営理念（2019年4月制定）を、多様な価値観を持つ従業員が同じ方向に進むために共有すべき指針として、様々な手法で社内への浸透を図ること。

##### ② 人財力の強化

競争力の源泉である「人財」を強化します。事業の成長を舵取りする人財の発掘・育成を最大の課題ととらえ、「人財教育部」を新設するとともに、採用、育成、評価等に係る人事制度の改定を通して、戦略構築とマネジメントができる次世代人財の育成を図ること。

##### ③ サービス品質の向上

徹底したこだわりをもってサービスの品質を高めるとともに、サービス品質の維持・向上のための品質マネジメントシステムの仕組みを確立すること。

##### ④ 業務効率の改善

業務内容や役割の見直し、およびIT化等により業務改善を図り、生産性の向上を実現すること。

##### ⑤ ライフエンディングサポート事業の拡充

ライフエンディング・ステージにおけるトータルライフサポート企業へ進化していくために、さらなる事業の拡充を図ること。

##### ⑥ 新規事業の収益力強化

すでに立ち上げた事業については収益力を高めるとともに、新たな収益の柱となる事業創出のためのチャレンジを継続すること。

##### ⑦ 葬儀事業の積極的な営業エリアの拡大

東西の大都市圏を中心に、新規出店に係る物件選定と投資採算の基準を緩めることなく、投資対効果が高い新規出店案件をよりスピードを重視しながら実施し、エリアの拡大を実現すること。

##### ⑧ リスクマネジメント強化

事業環境の変化に対応するための適切なリスクテイクの意思決定に基づく会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を図るために、リスクマネジメントの強化を継続すること。

## 5. 企業集団および当社の直前三事業年度の財産および損益の状況

### (1) 企業集団の財産および損益の状況

|                      | 2018年3月期<br>第89期 | 2019年3月期<br>第90期 | 2020年3月期<br>第91期 | 2021年3月期<br>第92期<br>(当連結会計年度) |
|----------------------|------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 営業収益(百万円)            | 20,070           | 20,766           | 21,281           | 18,865                        |
| 経常利益(百万円)            | 2,650            | 2,936            | 3,064            | 2,536                         |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 1,573            | 2,112            | 1,856            | 1,562                         |
| 1株当たり当期純利益           | 140円06銭          | 188円04銭          | 165円81銭          | 141円24銭                       |
| 総資産(百万円)             | 30,161           | 31,326           | 31,874           | 32,387                        |
| 純資産(百万円)             | 24,255           | 26,070           | 27,315           | 28,548                        |
| 1株当たり純資産額            | 2,159円38銭        | 2,320円93銭        | 2,471円96銭        | 2,578円18銭                     |

### (2) 当社の財産および損益の状況

|            | 2018年3月期<br>第89期 | 2019年3月期<br>第90期 | 2020年3月期<br>第91期 | 2021年3月期<br>第92期(当期) |
|------------|------------------|------------------|------------------|----------------------|
| 営業収益(百万円)  | 4,774            | 5,092            | 5,549            | 4,907                |
| 経常利益(百万円)  | 1,678            | 1,966            | 2,261            | 1,837                |
| 当期純利益(百万円) | 1,232            | 1,701            | 1,696            | 1,056                |
| 1株当たり当期純利益 | 109円70銭          | 151円44銭          | 151円54銭          | 95円44銭               |
| 総資産(百万円)   | 27,569           | 28,465           | 29,239           | 29,982               |
| 純資産(百万円)   | 24,197           | 25,600           | 26,686           | 27,412               |
| 1株当たり純資産額  | 2,154円17銭        | 2,279円12銭        | 2,415円00銭        | 2,475円58銭            |

(注) 当社は、2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。第89期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## 6. 重要な親会社および子会社の状況

### (1) 親会社との関係

当社は、親会社を有しておりません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 名 称                | 資 本 金      | 出資比率     | 主 要 な 事 業 内 容                                                  |
|--------------------|------------|----------|----------------------------------------------------------------|
| 株式会社 公益社           | 百万円<br>100 | %<br>100 | 葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業、靈柩自動車運送事業および患者用寝台自動車運送事業、返礼品および仏壇等の販売事業、生花事業 |
| エクセル・サボート・サービス株式会社 | 40         | 100      | 葬儀請負事業、警備事業、清掃・施設管理事業、料理事業、介護事業                                |
| 株式会社 葬仙            | 10         | 100      | 葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業                                              |
| 株式会社 タルイ           | 10         | 100      | 葬儀請負事業、葬儀関連商品販売事業                                              |
| ライフフォワード株式会社       | 10         | 100      | 終活関連WEBプラットフォーム事業                                              |

(注) 当社は、2020年4月1日にライフフォワード株式会社（当社が100%出資）を設立いたしました。

## 7. 企業集団の主要な事業内容

| 事業部門等の名称    | 主 要 な 事 業 内 容                               |
|-------------|---------------------------------------------|
| 葬 儀 事 業     | 葬儀の請負および生花、料理、返礼品、仏壇、仏具等の販売、終活関連WEBプラットフォーム |
| 運 送 事 業     | 靈柩自動車運送、寝台自動車運送、旅客運送                        |
| そ の 他 の 事 業 | 不動産事業、介護事業                                  |



2021年3月31日現在

| 名 称                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 所 在 地                           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
|-----------------------------------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 会 員 会 一 夕                                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 東 京 世 田 谷 区                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 館 一                                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 田 並 並 橋 布 留 米 野 葉 北 阪           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 東 東 東 東 東 東 横 橫 大                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 京 京 京 京 京 京 京 浜 浜 阪             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 喜 雪 明 高 高 上 仙 東 吉 た 日 業                                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 都 都 都 都 都 都 都 都 都 都             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 多 谷 多 円 輪 板 川 留 米 プ ラ 会 タ                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 世 大 杉 杉 港 板 調 東 武 青 港 東         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 益 益 益 益 益 益 益 益 益 益                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 久 藏 葉 北 大 阪                     |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| セ ル ・ サ ポ テ ー ツ ・ サ バ イ ス 株 式 会 社                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 谷 田 並 並 橋 布 留 米 野 葉 北 阪         |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| な な な な な な な な な な                                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| エ ク 仙 取 方 美 子 米 倍 港 子 江 津 雲 来                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 店 店                             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 株 式 会 社 葬                                                 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 大 大 平 四 野 條 瞬                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 鳥 吉 岩 米 福 安 境 余 松 比 東 安                                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 大 大 平 四 野 條 瞬                   |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 出                                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 株 式 会 社 タ ル イ リ ギ ャ ラ リ 一 仏 壇 展 示 場 合 明 保 住 山 寺 石 保 子 西 川 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥 鳥             |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 本 タ ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル ル         |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 兵 神 神 兵 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ライ フ フ オ ワ ル ド 株 式 会 社 本                                  |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 庫 庫 庫 庫 庫 庫 庫 庫 戸 戸 庫           |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| 社                                                         |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 古 川 古 港 区                       |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

## 9. 企業集団および当社の使用人の状況

### (1) 企業集団の使用人の状況

| セグメントの名称 | 使用人數        | 前期末比増減 |
|----------|-------------|--------|
| 公益社團法人一社 | 550名 (692名) | 9名減    |
| 葬仙團法人一社  | 52名 (39名)   | 2名増    |
| タルイグループ  | 40名 (46名)   | —      |
| 持株会社グループ | 48名 (0名)    | 3名減    |
| 合計       | 690名 (777名) | 10名減   |

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人数を（ ）外数で記載しております。

### (2) 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 48名     | 3名減         | 49.0歳   | 9年11ヶ月      |

(注) 使用人数は就業人員であります。

## 10. 企業集団の主要な借入先

該当事項はありません。

## II. 会社の状況に関する事項

### 1. 株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 42,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 11,209,099株 (自己株式954,917株を除く)
- (3) 株主数 3,969名
- (4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名                   | 持 株 数       | 持 株 比 率 |
|-------------------------|-------------|---------|
| 株式会社日本カストディ銀行(信託口)      | 1,211,500 株 | 10.81 % |
| 銀 泉 株 式 会 社             | 559,400     | 4.99    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) | 550,900     | 4.91    |
| 株 式 会 社 公 益 社 ( 京 都 )   | 492,700     | 4.40    |
| 久 後 豊 子                 | 354,400     | 3.16    |
| 久 後 陽 子                 | 319,606     | 2.85    |
| 久 後 吉 孝                 | 319,600     | 2.85    |
| 久 後 隆 司                 | 254,394     | 2.27    |
| 小 西 光 治                 | 235,602     | 2.10    |
| 住 友 生 命 保 険 相 互 会 社     | 232,000     | 2.07    |

- (注) 1. 2020年7月27日付けで、当社の株主でありました旧日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社及び旧資産管理サービス信託銀行株式会社は、JTCホールディングス株式会社と経営統合し、株式会社日本カストディ銀行に商号変更しております。
2. 上記所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
- |                    |         |
|--------------------|---------|
| 株式会社日本カストディ銀行      | 1,211千株 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 | 550千株   |
3. 株式会社公益社（京都）は、当社子会社と同社名の、本社を京都市に置く葬祭会社であります。当社グループとは出資、人事等の関係はありません。
4. 当社は、自己株式954,917株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
5. 自己株式の総数には、従業員持株ESOP信託口が所有する当社株式136,100株が含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

当社は、2019年6月25日開催の第90回定時株主総会決議に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。これを受け、2020年7月22日開催の取締役会において譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分を決議し、同年8月11日付で取締役（社外取締役を除く。）4名に対して自己株式14,000株の処分を行っております。この譲渡制限付株式は、対象取締役が当社の取締役および執行役員その他当社取締役会が定めるいずれの地位からも退任または退職する日までの間、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができないものとされております。

## 2. 会社役員の状況

### (1) 取締役および監査役の状況

2021年3月31日現在

| 会社における地位               | 氏 名     | 担当および重要な兼職の状況                                                                            |
|------------------------|---------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長                | 野 呂 裕 一 | ライフフォワード(株) 代表取締役会長                                                                      |
| 代表取締役社長                | 播 島 聰   | (株)公益社 代表取締役社長<br>エクセル・サポート・サービス(株) 取締役会長<br>(株)葬仙 取締役                                   |
| 取 締 役 員<br>専 務 執 行 役 員 | 宮 島 康 子 | 情報システム部担当、マーケティング企画部担当兼マーケティング企画部長、システム&オペレーション部担当兼システム&オペレーション部長<br>ライフフォワード(株) 代表取締役社長 |
| 取締役執行役員                | 的 羽 元 司 | 経理部担当、購買部担当、人事部担当、不動産管理部担当、総務部担当兼総務部長、コンプライアンス・内部監査担当<br>(株)公益社 取締役                      |
| ※1 取 締 役               | 原 田 雅 俊 | (一社)国際産業関係研究所 代表理事                                                                       |
| ※1 取 締 役               | 末 川 久 幸 | 新田ゼラチン(株) 社外取締役<br>森下仁丹(株) 社外取締役                                                         |
| 常 勤 監 査 役              | 秦 一 二 三 | (株)公益社 監査役                                                                               |
| ※2 監 査 役               | 本 間 千 雅 | 弁護士<br>本間法律事務所 代表<br>(株)新潟公益社 取締役                                                        |
| ※2 監 査 役               | 三 上 祐 人 | 行政書士<br>行政書士三上祐人事務所 所長                                                                   |

(注) 1. ※1は社外取締役であります。

2. ※2は社外監査役であります。

3. 常勤監査役秦一二三氏は公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

4. 当社は、取締役原田雅俊、末川久幸および監査役本間千雅、三上祐人の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 責任限定契約に関する事項

2015年6月25日開催の第86期定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。

当該定款に基づき当社が取締役（業務執行取締役等である者を除く。）2名および監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

### （取締役（業務執行取締役等である者を除く。）および監査役の責任限定契約）

当社定款に基づき、会社法第423条第1項に定める責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとする。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

### ① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月5日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬委員会へ諮詢し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

#### ア. 基本方針

当社の取締役報酬制度は、コーポレートガバナンス・コードの原則に沿って、基本方針として以下のとおりの報酬ポリシーを定めております。

(ア) 燐ホールディングスグループのミッションの実現を促す報酬制度とします。

(イ) 中期経営計画を反映する設計であると同時に、短期的な志向への偏重を抑制し、中長期的な安定成長の実現を後押しする報酬制度とします。

(ウ) 報酬の水準と体系は、当社の将来を委ねるべき優秀な人財の確保に有効なものとします。

(エ) 報酬決定の手続きは、株主・投資家や従業員をはじめとする全てのステークホルダーへの説明責任を果たせるよう、透明性・公正性・客観性を確保します。

## イ. 報酬決定の手続き

当社の役員報酬は、株主総会で決議された報酬等の総額の範囲内で、報酬委員会での審議を経て、取締役については取締役会の決議により、監査役については監査役の協議により決定することとしております。

当社における報酬委員会の設置目的、委員の構成、運用方針は以下の通りです。

### (ア) 設置目的

取締役および執行役員の報酬方針、報酬制度、個別報酬の妥当性および方向性等について審議し、その結果を取締役会へ答申することを設置目的としています。

### (イ) 委員の構成

代表取締役（2名）、社外取締役（2名）、人事担当役員（1名）にて構成し、委員長は代表取締役会長としています。

### (ウ) 運用方針

予め計画されたスケジュールに従って開催し、その内容について適時適切に取締役会に答申することとしています。

## ウ. 役員報酬体系

当社の役員報酬制度は、固定報酬として基本報酬、業績連動報酬として賞与および株式報酬にて構成します。報酬間構成比率はインセンティブが適切に機能する水準に設定しております。

各報酬項目の概要は以下の通りです。

### (ア) 基本報酬

取締役の基本報酬については、株主総会の決議により定められた報酬総額の上限額（取締役：年額3億50百万円以内、監査役：年額50百万円以内）の範囲内において決定し、役位に応じて設定しています。報酬委員会にて各役員の管掌範囲や年度計画における役割に加えて、他社事例も踏まえての比較・検討を行ったうえで、当社の財務状況を踏まえて審議し、取締役会にて決定することとしています。

取締役の基本報酬は定額月額報酬とし、原則として毎月従業員給与の支給日に支給することとしています。

### (イ) 賞与（業績連動報酬等）

取締役の賞与については、支払総額を支給日の前事業年度の連結経常利益の3%以内（但し、1億円を上限とする）とし、各取締役の賞与額は個人の貢献度を斟酌したうえで、報酬委員会で審議し取締役会にて決定することとしています。

また、賞与は会社業績および役員個人業績の達成率により0%～200%の間で変動します。

(3)取締役及び監査役の報酬等①役員報酬等の内容の決定に関する方針等ア.基本方針に掲げる事項を実現するため、代表取締役の賞与は会社業績、その他の取締役の賞与は会社業績と役員個人業績を適切な比率でウエイト付けをして、達成率を確定しています。会社業績は①連結営業収益(20%)、②連結営業利益(40%)、③ROA(20%)、④EVAスプレッド(20%)の4つのKPI、それぞれにハードルレート表を設定し、その達成率により求めることとし、達成率スパンは①対前年度実績比、②対単年度予算比、③対中期経営計画比、④中期成長率(3年間)としています。但し、EVAスプレッドについては、その指標の性格を勘案して達成率スパンではなく、実績値そのものの水準を評価することとしています。また、個人業績(代表取締役は対象外)の評価はMBO(目標管理制度)の達成率としています。取締役賞与の支給日は定時株主総会開催日としています。なお、社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、賞与の支給対象外としています。また、第92期の業績連動報酬に係る主な連動指標の実績は連結営業収益188億65百万円及び連結営業利益25億50百万円あります。

#### (ウ) 株式報酬(非金銭報酬等)

取締役の株式報酬については、取締役に対する譲渡制限株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を年額1億円以内、割り当てる譲渡制限株式の株式数の上限を160,000株(株式分割後の株数)としており、株式報酬は役位に応じて譲渡制限付き株式の割当株数(基本報酬+賞与の10%)を設定し、譲渡制限株式を年1回付与することとしています。また、重大な財務諸表の修正や損害等の事象が発生した場合に、本制度に基づき割り当てる譲渡制限付株式を対象に、マルス(譲渡制限期間中の減額・没収)・クローバック(譲渡制限解除後の返還)を可能とする仕組みを導入しています。なお、役位毎の付与株式数は中期経営計画の期間を通じて一定とし(2019年6月～2022年6月末までを適用期間とする)、中期経営計画毎に世間情勢や経営戦略また報酬方針等を勘案して見直し、報酬委員会において審議のうえ、取締役会が決定することとしています。社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、株式報酬の割当対象外としています。

#### (エ) 報酬間構成比率

上記の基本報酬、賞与、株式報酬の報酬間構成比率の基準値は以下のとおりとしています。

但し、業績連動報酬の変動により報酬間比率は一定ではありません。

##### 取締役

- ①基本報酬 (72%)
- ②賞与 (18%)
- ③株式報酬 (10%)

社外取締役および監査役については、当社における役割を勘案し、基本報酬100%としています。

② 取締役及び監査役の報酬等

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)      | 報酬等の種類別の総額(千円)      |               |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|---------------------|---------------------|---------------|---------------|-----------------------|
|                  |                     | 基本報酬                | 業績連動報酬等       | 非金銭報酬等        |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 170,656<br>(14,400) | 127,318<br>(14,400) | 26,370<br>(—) | 16,968<br>(—) | 6<br>(2)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 22,200<br>(8,400)   | 22,200<br>(8,400)   | —<br>(—)      | —<br>(—)      | 3<br>(2)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 192,856<br>(22,800) | 149,518<br>(22,800) | 26,370<br>(—) | 16,968<br>(—) | 9<br>(4)              |

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。
2. 取締役の報酬等の額は、年額3億5千万円以内の基本報酬と支給日の前事業年度連結経常利益の3%以内（ただし、1億円を上限とする）とする業績連動報酬の合計額以内とし、2009年6月26日開催の第80期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名です。また、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬を年額1億円以内とし、2019年6月25日開催の第90期定時株主総会において決議されました（社外取締役は付与対象外）。当該定時株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は4名です。
3. 監査役の基本報酬の限度額は、5千万円以内とし、1997年6月27日開催の第68期定時株主総会において決議されました。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

| 地位  | 氏名    | 重要な兼職の状況                              | 当社との関係       |
|-----|-------|---------------------------------------|--------------|
| 取締役 | 原田 雅俊 | (一社)国際産業関係研究所 代表理事                    | 特別の関係はありません。 |
| 取締役 | 末川 久幸 | 新田ゼラチン(株) 社外取締役<br>森下仁丹(株) 社外取締役      | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 本間 千雅 | 弁護士<br>本間法律事務所 代表<br>(株)新潟公益社 取締役 (注) | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 三上 祐人 | 行政書士<br>行政書士三上祐人事務所 所長                | 特別の関係はありません。 |

(注) (株)新潟公益社は新潟県新潟市に本社を置く葬祭会社ですが、当社グループとは出資、人事等の関係はありません。

##### ② 社外役員の主な活動状況

|     |       | 出席状況、発言状況および<br>社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                 |
|-----|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 原田 雅俊 | 当期開催の取締役会17回の全てに出席し、主に会社経営者としての高い見識と、人事・労務管理の分野における深い知見や豊富な経験から発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。 |
| 取締役 | 末川 久幸 | 当期開催の取締役会17回の全てに出席し、主に会社経営者としての高い見識と、経営企画分野における深い知見や豊富な経験からの発言を行っております。また、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与しております。    |
| 監査役 | 本間 千雅 | 当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に会社経営者・弁護士としての見地からの発言を行っております。                                                                |
| 監査役 | 三上 祐人 | 当期開催の取締役会17回の全てに出席し、また、当期開催の監査役会12回の全てに出席し、主に会社経営者・行政書士としての見地からの発言を行っております。                                                               |

### 3. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- |                                             |          |
|---------------------------------------------|----------|
| ① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務（監査証明業務）についての報酬等の額 | 39,400千円 |
| ② 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額   | 39,400千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区別しておらず、実質的にも区別できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

#### 4. 業務の適正を確保するための体制

当社の基本方針の内容は次のとおりであります。

- (1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - ① 社外取締役を選任し、取締役会の業務執行の決定および取締役の職務の執行の監督機能を強化する。
  - ② 当社グループの取締役および使用人が法令・定款を遵守し、社会的規範に基づいて行動するための「燐ホールディングスグループ コンプライアンス行動規範・行動基準」を定める。また、その徹底を図るためコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図っていく。  
また、社員からの内部通報の仕組みとして「ヘルプライン」を社内・社外に設置し、コンプライアンスをより一層確実なものとする体制を構築し運用する。
  - ③ 反社会的な活動や勢力には毅然として対応し一切関係を持たないこと、反社会的勢力等からの不当な金銭的利益を得ようとする行為に対しては組織的に対応し、各都道府県が定める暴力団排除条例に基づき暴力団排除条項を定めて対応することをコンプライアンス行動規範・行動基準に明記し、当該規範・基準に基づき実行する。
- (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
  - ① 当社の取締役の職務執行に係る情報は、社内規定に則り、適切に記録、保存、管理および廃棄する。当社の取締役および監査役は、常時、これらの情報を記録した文書等を閲覧することができる。
  - ② 会社情報の適時開示の必要性および開示内容を取締役会において審議し、会社情報を適時適切に開示する。
- (3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ① 当社グループ全体の取組みとして、当社グループの業務上のリスクを抽出し、リスクとの対応方法を文書化する。
  - ② リスクマネジメント委員会を設置してリスク管理に関する規定を整備し、当該委員会において、当社グループ全体のリスク管理体制・施策等の審議を行うとともに、事業活動に関する様々なリスクへの対応を検討・実施・推進する。

(4) 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

下記事項を含む経営管理システムの整備・運用を通じて、当社グループの取締役の職務執行の効率性を確保する。

- ① 取締役の職務分担・意思決定ルールを策定し明確化する。
- ② 重要事項につき多面的な検討を行うための会議体を設置する。
- ③ 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画および毎年策定される年度計画に基づき各部門が実施すべき具体的な年度目標と予算の設定およびそれに基づく月次、四半期業績管理を実施する。

(5) 当社グループの企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を構築し運用する。
- ② 当社グループの取締役および執行役員は、各部門の業務施行の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
- ③ 当社の内部監査部署は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を①の担当取締役および②の責任者に報告し、①の担当取締役は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(6) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

必要に応じて監査役の職務を補助する監査役付使用人を置くこととし、監査役付使用人の人事については、取締役と監査役が意見交換を行い決定する。

監査役を補助する監査役付使用人を置く場合、当該使用人は、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令系統に従うものとし、人事考課等については監査役の事前の同意を必要とする。

- (7) 当社の取締役および使用人並びに子会社の取締役、監査役および使用人等が当社の監査役に報告をするための体制  
当社グループの取締役または使用人等は、監査役会と協議の上、法定の事項に加え、次の当社グループに重大な影響を及ぼす事項等をすみやかに報告することとし、報告の方法は取締役会と監査役会の協議により決定する方法によるものとする。  
なお、当社グループの取締役および使用人等が、監査役への報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことを確保するための体制を整備する。
- ① 経営会議で報告・審議された事項
  - ② 当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事項
  - ③ 毎月の経営状況として重要な事項
  - ④ 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
  - ⑤ 重大な法令・定款違反
  - ⑥ ヘルプラインの通報状況および内容
  - ⑦ その他コンプライアンス上重要な事項
- (8) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役が通常の監査によって生ずる費用を請求した場合は、すみやかに処理する。  
通常の監査費用以外に、緊急の監査費用、専門家を利用する等、新たな監査費用の処理は、監査役の職務に必要でないと認められる場合を除き、会社がこれを負担する。
- (9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
当社は、監査役会と代表取締役および取締役が、経営課題、その他事業運営上の重要課題について定期的に意見交換を行い、また監査役監査基準に従い、監査役が実効的な監査ができる体制の環境整備に努める。  
また、監査役会は、内部監査部署である内部監査室が行う計画的内部監査の報告を受けるとともに、外部監査人との定期的な意見交換を行い、監査役の監査が、効率的かつ効果的に行われることを確保する。

## 5. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令および定款に適合するための体制その他業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社にグループ各社全体の内部統制を担当する取締役を定め、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達が効率的に行われるシステムを含む体制を運用しております。

### (2) コンプライアンス

コンプライアンス委員会において、全役職員を対象としたコンプライアンス、個人情報保護等に関する教育研修を実施し、法令および定款を遵守するための取組みを継続的に行っております。

また、当社は内部通報窓口を設置しており、子会社にも開放することでコンプライアンス体制の実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理体制

リスクマネジメント規程で対象とするリスクを設定し、リスクマネジメント委員会において活動方針・活動目標を定め、リスクの管理状況の確認と取締役会への定期的な報告を行っております。

### (4) 内部監査

内部監査部門である内部監査室は、内部監査計画に基づき当社および子会社の内部監査を実施しております。

## 6. 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、当社が企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買付提案がなされた場合、その判断は最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株式について大量買付がなされる場合、これが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではありません。しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的、態様等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社では企業価値の確保・向上に努めておりますが、当社グループの企業価値は、人と組織をその源泉としております。当社株式の大量買付を行う者が当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗をすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## (2) 基本方針実現のための取組みの具体的な内容

### ① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、1932年の創業以来、「まごころ葬儀の創造」を理念として掲げ、人々のこころに寄り添う葬儀サービスを提供してまいりました。時代の変化、お客様のニーズの変化とともに、人の最後のお別れのかたちも大きく変化してきましたが、当社は守るべきものを守り、変えるべきものを変え、常に挑戦し続けることで新しい価値を創り出し、葬儀サービスだけにとどまらない「ライフエンディングサポート」企業グループへと進化してきました。

当社は、現在進行中の中期経営計画(2019年度～2021年度)を策定するにあたり、創業89年の社歴とこれまでの経営理念をふまえた、未来に向けた新たな経営理念を「人生に潤いと豊かさを。よりよく生きる喜びを。」と定めました。

さらに、2019年4月制定のビジョンでは、企業価値の源泉にさらに磨きをかけることにより、①人のこころに寄り添い、人生の喜びと幸せを創出する企業、②新しい価値、高い付加価値を創造し、持続的に安定成長していく企業、③一人ひとりが情熱をもって、主体的に行動し挑戦しつづける企業、をわたしたちの未来・目指す姿として掲げました。

企業価値向上のために、企業価値の源泉である人と組織に対して、人財教育の体系化および外部プログラムを活用した企業の文化や風土の変革に取り組んでおります。

また当社は、経営の基本方針として掲げた「透明性の高い経営姿勢」を担保し、企業価値の向上を継続的に実現するために、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を、経営上の最重要課題のひとつと位置づけております。

当社は取締役会の監督機能を高めることにより、コーポレート・ガバナンスの強化・充実を図るため、2016年6月開催の定時株主総会において、独立性の高い社外取締役2名を含む6名の取締役の体制となりました。また、当社の監査役会は、独立性の高い社外監査役が過半数を占める構成となっており、各監査役は、取締役会等の重要な会議に出席するなどして、取締役の職務執行状況を監査しております。

さらに当社は、取締役会が適正かつ効率的に業務執行に対する監督機能を発揮できるように「取締役会規程」を定め、法令・定款に準拠して取締役会で審議する内容を定めております。また、執行役員制度を採用するとともに、「職務分掌・権限規程」を定め、各業務執行取締役および執行役員が執行できる業務の範囲ならびにその監督体制を明確に定めております。

2016年には報酬委員会に社外取締役を委員に加え、2017年には指名委員会を設置し、役員等の指名・報酬に関する手続の客觀性および透明性を確保し、もって取締役会の監督機能を向上させ、コーポレート・ガバナンス機能の更なる充実を図っております。

当社は、これらの取り組みを進めることにより、企業価値の向上に努め、基本方針の実現に邁進しております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2019年5月9日開催の取締役会において「当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）」を一部改定した上で更新すること（以下、更新後のプランを「本プラン」といいます。）を決議し、本プランについて株主の皆様のご意思を反映すべく、第90期定期株主総会において本プランについての当社株主の皆様のご承認をいただきました。

本プランは、当社の株券等に対する買付けもしくはこれに類似する行為またはその提案（当社取締役会が友好的と認めるものを除き、以下「買付等」といいます。）が行われる場合に、買付等を行う者（以下「買付者等」といいます。）に対し、事前に当該買付等に関する情報の提供を求め、当該買付等についての情報収集・検討等を行う時間を確保した上で、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、買付者等との交渉等を行うこと等を可能とし、また、基本方針に反し当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付等を阻止することにより当社の企業価値・株主共同の利益を確保、向上させることを目的としております。

本プランは、買付等のうち、a.当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合が20%以上となる買付等、または、b.当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けを対象とします。当社は、当社の株券等について買付等が行われる場合、当該買付等に係る買付者等には、本プランに規定する手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した意向表明書の提出を求め、さらに買付内容等の検討に必要な情報の提出を求めます（適宜回答期限を設けます）。その後、買付者等から提出された情報や当社取締役会からの意見や根拠資料、代替案（もしあれば）等が、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者から構成される独立委員会に提供され、その判断を経るものとします。独立委員会は、外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、当社取締役会の提示した代替案の検討、買付者等との協議・交渉、株主の皆様に対する情報開示等を行います。

独立委員会は、買付者等が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、その他買付者等の買付等の内容の検討の結果、当該買付等が当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合等、本プランに定める要件に該当し、新株予約権の無償割当て等を実施することが相当であると判断した場合には、独立委員会規則に従い、当社取締役会に対して、新株予約権の無償割当て等を実施することを勧告します。また、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨を勧告することができるものとし

ます。

新株予約権の無償割当てを実施する場合の新株予約権には、買付者等による権利行使が認められないという行使条件、および当社が買付者等以外の者から当社株式等と引換に新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されており、当該買付者等以外の株主の皆様は、原則として、新株予約権1個あたり1円を下限として当社株式の1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で当社取締役会が別途定める価額を払い込むことにより、新株予約権1個につき1株の当社普通株式を取得することができます。

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して新株予約権無償割当て等の実施もしくは不実施または株主総会招集等の決議を行うものとします。当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

本プランの有効期間は、第90期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとしています。

ただし、有効期間の満了前であっても、当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになります。

本プラン導入後であっても、新株予約権無償割当て等が実施されていない場合、株主の皆様に直接具体的な影響が生じることはありません。他方、本プランが発動され、新株予約権無償割当てが実施された場合、株主の皆様が権利行使期間内に、金銭の払込その他新株予約権行使の手続を行わないと、他の株主の皆様による新株予約権の行使により、その保有する株式の価値が希釈化される場合があります（ただし、当社が当社株式を対価として新株予約権の取得を行った場合、保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、原則として買付者等以外の株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の経済的な希釈化は生じません。）。

なお、本プランの詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス[https://www.san-hd.co.jp/files/news/management/190509\\_4.pdf](https://www.san-hd.co.jp/files/news/management/190509_4.pdf)）に掲載する2019年5月9日付プレスリリースにおいて開示されております。

### （3）具体的取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

「（2）①」に記載した企業価値向上への取組みおよびコーポレート・ガバナンス強化のための取組みは、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ安定的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、その内容も、前記のとおり、飽くことのない品質向上、人的および物的資産の拡充等を含む合理的なものであり、かつ、コーポレート・ガバナンスの強化・充実にも配慮された公正なものであることから、まさに当社の基本方針に沿

うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

また、「(2) ②」に記載した本プランは、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みを具体化するものとして、企業価値・株主共同の利益を確保、向上させる目的をもって導入されたものであり、第90期定時株主総会において株主の皆様にもご承認いただいております。その内容も、合理的な客観的要件が設定されている上、その発動にあたっては、社外取締役、社外監査役および社外の有識者のいずれかに該当する者によって構成される独立委員会の判断を経ることが必要とされており、独立委員会は当社の費用で第三者専門家の助言を得ることもできることになっております。加えて発動にあたって株主総会決議により株主の皆様のご意思を反映することもできることになっております。また、その有効期間は第90期定時株主総会終結の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとされており、その期間途中であっても当社取締役会によりいつでも廃止できるものとされています。

従って、本プランは、公正性・客観性が担保されており、当社の基本方針に沿うものであって、企業価値・株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

~~~~~  
(注) 事業報告中の記載金額については、単位未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
営業収益	営業費用	18,865,977
販売費及び一般管理費		15,085,080
営業外取引収益	営業外取引費用	3,780,897
受助社員の取成宅	配当金収入	1,230,677
支解雜業	外払費用	2,550,220
常別定資産損	利去損	3,198
常別定資産損	費用	4
常別定資産損	利息	16,840
常別定資産損	当期収入	3,928
常別定資産損	当期利息	11,524
常別定資産損	利息	35,497
常別定資産損	利息	73
常別定資産損	利息	29,799
常別定資産損	利息	19,003
常別定資産損	利息	48,876
常別定資産損	利息	2,536,841
固減税金等調整前当期純利益	却損	482
固減税金等調整前当期純利益	却損	482
固減税金等調整前当期純利益	却損	7,925
固減税金等調整前当期純利益	却損	77,751
固減税金等調整前当期純利益	却損	85,676
法期純利益	却損	2,451,646
法期純利益	却損	876,521
法期純利益	却損	12,310
親会社株主に帰属する当期純利益		888,831
親会社株主に帰属する当期純利益		1,562,815
親会社株主に帰属する当期純利益		1,562,815

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本			
資本金	当期末残高及び当期末残高		2,568,157
資本剰余金	当期首残高		5,491,381
	当期変動額	自己株式処分差益	1,532
	当期末残高		5,492,913
利益剰余金	当期首残高		20,544,571
	当期変動額	剩余金の配当	△358,335
		親会社株主に帰属する 当期純利益	1,562,815
自己株式	当期末残高		21,749,051
	当期首残高		△1,288,316
	当期変動額	自己株式の処分	26,456
株主資本合計	当期末残高		△1,261,860
	当期首残高	剩余金の配当	27,315,794
	当期変動額	親会社株主に帰属する 当期純利益	△358,335
純資産合計	当期末残高	自己株式の処分	1,562,815
	当期首残高	自己株式処分差益	26,456
	当期変動額		1,532
	当期末残高	剩余金の配当	28,548,262
		親会社株主に帰属する 当期純利益	△358,335
		自己株式の処分	1,562,815
		自己株式処分差益	26,456
			1,532
			28,548,262

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科	金額	科	金額
流動資産	4,291,352	流動負債	2,070,565
現金及び預金	3,705,679	営業未払金	640
前払費用	134,403	短期未借入金	1,300,000
未収入金	444,370	未払法人税等	2,976
原材料及び貯蔵品	302	未払消費税	249,486
その他の	6,597	未払消り当金	9,673
固定資産	25,691,546	預賞与引当金	332,792
有形固定資産	20,871,257	役員賞与引当金	76,971
建物	8,250,304	固 定 負 債	7,513
構築物	297,725	リース債務	41,824
機械及び装置	4,542	長期未払金	26,370
工具、器具及び備品	17,252	資産除去債務	22,315
土地	12,211,609	従業員株式給付引当金	500,217
リース資産	9,124	その他の	6,877
建設仮勘定	80,698		27,637
無形固定資産	83,179		344,880
ソフトウエア	38,033		1,721
電話加入権	28,646		119,100
ソフトウエア仮勘定	16,500	負債合計	2,570,782
投資その他の資産	4,737,109	純資産の部	
関係会社株式	2,522,585	科	金額
出資	1,270	株主資本	27,412,115
長期貸付金	1,152,532	資本金	2,568,157
長期前払費用	196,633	資本剰余金	5,492,913
繰延税金資産	134,706	資本準備金	5,488,615
不動産信託受益権	493,454	その他資本剰余金	4,297
差入保証金	711,528	利益剰余金	20,612,904
その他の	27,400	利益準備金	225,639
貸倒引当金	△503,000	その他利益剰余金	20,387,265
資産合計	29,982,898	配当平均積立金	230,000
		固定資産圧縮積立金	208,042
		別途積立金	8,433,992
		繰越利益剰余金	11,515,229
		自己株式	△1,261,860
		純資産合計	27,412,115
		負債及び純資産合計	29,982,898

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目						金額
営業収益						4,907,415
費用						
不動産賃貸原価						1,981,573
一般管理費						1,059,506
営業外収益						3,041,080
利益						1,866,335
受取利息						7,178
受取保険金入						1,325
受取保収益						2,346
営業外費用						10,850
支払利息						9,575
解体撤去費用						26,200
解体撤去損失						4,203
常利						39,979
別利益						1,837,205
特 別 会社事業損失引当金戻入益						6,000
特 別 損失						6,000
固定資産除却損失						6,681
減損損失						74,011
貸倒引当金繰入額						353,000
税引前当期純利益						433,692
法人税、住民税及び事業税						390,483
法人税等調整額						△37,068
当期純利益						353,415
						1,056,097

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年4月1日から)
(2021年3月31日まで)

(単位：千円)

株主資本			
資本金	当期首残高及び当期末残高		<u>2,568,157</u>
資本剰余金			
資本準備金	当期首残高及び当期末残高		<u>5,488,615</u>
その他資本剰余金	当期首残高		<u>2,765</u>
	当期変動額	自己株式処分差益	1,532
	当期末残高		<u>4,297</u>
利益剰余金			
利益準備金	当期首残高及び当期末残高		<u>225,639</u>
その他利益剰余金			
配当平均積立金	当期首残高及び当期末残高		<u>230,000</u>
固定資産圧縮積立金	当期首残高及び当期末残高		<u>208,042</u>
別途積立金	当期首残高及び当期末残高		<u>8,433,992</u>
繰越利益剰余金	当期首残高	剩余金の配当	10,817,466
	当期変動額	当期純利益	△358,335
	当期末残高		1,056,097
自己株式		自己株式の処分	<u>11,515,229</u>
	当期末残高		△1,288,316
	当期首残高		<u>26,456</u>
	当期変動額		<u>△1,261,860</u>
株主資本合計	当期首残高	剩余金の配当	<u>26,686,365</u>
	当期変動額	当期純利益	△358,335
	当期末残高	自己株式の処分	1,056,097
		自己株式処分差益	26,456
純資産合計	当期末残高	剩余金の配当	<u>1,532</u>
	当期首残高	当期純利益	27,412,115
	当期変動額	自己株式の処分	△358,335
		自己株式処分差益	1,056,097
	当期末残高	剩余金の配当	26,456
		当期純利益	1,532
		自己株式の処分	<u>27,412,115</u>
		自己株式処分差益	

※ 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

燐ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 秦 一二三	㊞
社外監査役 本間 千雅	㊞
社外監査役 三上 祐人	㊞

以上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、連結業績および資金の状況、中長期的な成長投資のための内部留保の確保、および財務の健全性等を総合的に勘案しながら、配当による利益還元を行っていく方針であります。

この方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金17円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、190,554,683円となります。

当社は2019年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しており、当該株式分割実施後の1株当たりの前期の年間配当金相当額は1株につき31円がありました。

当期の中間配当金（当社普通株式1株につき金16円）に期末配当金を加えた当期の年間配当金は、当社普通株式1株につき33円となり、前期と比べ1株につき2円の増配となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月28日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役6名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役全員（6名）は任期満了となります。

つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	野呂 裕一 (1962年8月30日生)	<p>1986年4月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社</p> <p>1994年7月 AIGマーケティング出向(AIG株式会社)</p> <p>2001年4月 エイアイジー・スター生命保険株式会社出向</p> <p>2004年6月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー顧客戦略統括部長</p> <p>2006年4月 当社入社、執行役員マーケティング戦略部付部長</p> <p>2007年6月 当社取締役マーケティング戦略部付部長</p> <p>2008年6月 当社常務取締役マーケティング戦略部長兼東京支店長</p> <p>2009年6月 当社専務取締役情報システム担当兼マーケティング戦略部長兼東京支店長</p> <p>2011年6月 当社取締役副社長情報システム・マーケティング戦略担当</p> <p>2013年6月 当社代表取締役副社長</p> <p>2016年4月 当社代表取締役社長</p> <p>2019年4月 当社代表取締役会長（現任） (重要な兼職の状況) ライフフォワード株式会社 代表取締役会長</p>	73,500株
【取締役候補とした理由】			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	播島聰 (1962年9月25日生)	<p>1987年4月 株式会社リクルートコンピュータプリント(現株式会社リクルートコミュニケーションズ)入社</p> <p>1999年4月 当社入社</p> <p>2003年10月 当社大阪営業部付部長</p> <p>2005年4月 当社執行役員</p> <p>2006年6月 当社取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当</p> <p>2007年6月 当社常務取締役関係会社株式会社公益社、株式会社葬仙担当</p> <p>2009年6月 当社専務取締役購買管理・プロジェクトマネジメント担当</p> <p>2011年6月 当社取締役副社長人事・購買担当</p> <p>2013年6月 当社代表取締役副社長 内部統制・コンプライアンス担当</p> <p>2015年4月 当社代表取締役副社長</p> <p>2019年4月 当社代表取締役社長(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社公益社 代表取締役社長 エクセル・サポート・サービス株式会社 取締役会長 株式会社葬仙 取締役</p>	161,300株
【取締役候補者とした理由】			
取締役候補者 播島 聰氏は2013年6月から代表取締役副社長として、また、2016年4月から主要子会社である株式会社公益社の代表取締役社長、2019年4月から当社代表取締役社長として当社グループの経営戦略、営業戦略の推進に貢献しており、その豊富な経営者としての経験と見識を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
3	宮島 康子 (1966年3月5日生)	<p>1988年4月 大正海上システム開発株式会社(現MS & ADシステムズ株式会社)入社</p> <p>1997年3月 アメリカン・ライフ・インシュアランス・カンパニー入社</p> <p>2006年5月 当社入社</p> <p>2008年4月 当社マーケティング戦略部付部長</p> <p>2009年6月 当社執行役員マーケティング戦略部付部長</p> <p>2010年6月 当社常務執行役員マーケティング戦略部長</p> <p>2016年4月 当社専務執行役員情報システム本部長</p> <p>2017年6月 当社取締役情報システム本部担当兼情報システム本部長</p> <p>2018年4月 当社取締役情報システム本部担当兼情報システム本部長兼情報システム部長</p> <p>2019年4月 当社取締役専務執行役員 情報システム部担当 マーケティング企画部担当兼マーケティング企画部長、システム&オペレーション部担当兼システム&オペレーション部長(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>ライフフォワード株式会社 代表取締役社長</p>	21,600株
【取締役候補者とした理由】 取締役候補者 宮島康子氏は2017年6月から取締役として情報システム部門、子会社マーケティング企画部門を担当し、2019年4月からは取締役専務執行役員として当社マーケティング企画およびシステム&オペレーション部門を担当し、また、2020年4月からは新設のライフフォワード株式会社の代表取締役社長としてライフエンディングサポート事業を推進しており、その豊富な経験と実績を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	横田善行 (1972年3月6日生)	<p>1994年4月 株式会社ガイアートクマガイ(現株式会社ガイアート)入社</p> <p>1998年5月 パシフィックコンサルタンツ株式会社入社</p> <p>2000年9月 当社入社</p> <p>2017年4月 当社経理部長</p> <p>2018年4月 当社人事部長</p> <p>2019年4月 当社執行役員経営企画部長</p> <p>2021年4月 当社執行役員経理部(財務計画)担当、人事部(人事企画)担当、経営企画部担当兼経営企画部長(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>ライフフォワード株式会社 取締役</p>	2,900株

【取締役候補者とした理由】

取締役候補者 横田善行氏は2017年4月から経理部長として、2018年4月からは人事部長として、2019年4月からは執行役員経営企画部長として、また、2020年4月からは新設のライフフォワード株式会社の取締役を兼務し、2021年4月からは、執行役員として当社経理部(財務計画)、人事部(人事企画)、経営企画部を担当しており、その豊富な経験と実績を当社グループの経営に活かすため、選任をお願いするものであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
5	原 田 雅 俊 (1955年2月9日生)	<p>1977年4月 松下電器産業株式会社(現パナソニック株式会社)入社</p> <p>2003年6月 同社労政グループ グループマネージャー</p> <p>2008年4月 同社役員 人事・総務・保信担当</p> <p>2008年6月 同社取締役</p> <p>2009年4月 一般社団法人国際産業関係研究所 代表理事(現任)</p> <p>2010年4月 パナソニック株式会社 常務取締役</p> <p>2011年4月 同社常務取締役 関西代表</p> <p>2012年6月 同社常務役員 関西代表</p> <p>2014年6月 株式会社公益社監査役</p> <p>2015年6月 当社社外監査役</p> <p>2016年6月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>一般社団法人国際産業関係研究所 代表理事</p>	0株

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

社外取締役候補者 原田雅俊氏は大手電器メーカーの常務取締役を歴任され、特に同氏の経営者としての高い見識と、人事・労務管理の分野における深い知見や豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
6	末川 久幸 (1959年3月17日生)	<p>1982年4月 株式会社資生堂入社</p> <p>2007年2月 同社事業企画部長</p> <p>2008年4月 同社執行役員経営企画部長</p> <p>2009年6月 同社取締役執行役員経営企画部長</p> <p>2010年4月 同社取締役執行役員常務経営企画部長</p> <p>2011年4月 同社代表取締役執行役員社長</p> <p>2013年4月 同社相談役</p> <p>2014年6月 新田ゼラチン株式会社 社外取締役(現任)</p> <p>2017年6月 当社社外取締役(現任)</p> <p>2020年6月 森下仁丹株式会社 社外取締役(現任) (重要な兼職の状況)</p> <p>新田ゼラチン株式会社 社外取締役</p> <p>森下仁丹株式会社 社外取締役</p>	400株

【社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】

社外取締役候補者 末川久幸氏は大手化粧品メーカーの代表取締役社長を歴任され、また、他社の社外取締役も兼任されており、特に同氏の経営者としての高い見識と、経営企画分野における深い知見や豊富な経験を当社の経営に活かすため、選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名委員会・報酬委員会の委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 原田雅俊、末川久幸の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 取締役候補者 宮島康子氏の戸籍上の氏名は、井澤康子であります。
4. 社外取締役候補者 原田雅俊氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、当社の社外監査役としての在任期間は1年であり、また、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって5年であります。
- (2) 同氏は、2014年6月から2016年6月まで、当社の子会社である株式会社公益社の監査役であります。
- (3) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。
5. 社外取締役候補者 末川久幸氏に関する特記事項は以下のとおりであります。
- (1) 同氏は、現在当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって4年であります。

- (2) 当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本議案が承認可決され、同氏が社外取締役に就任した場合、引き続き独立役員として届け出る予定であります。

6. 社外取締役との責任限定契約について

当社は、原田雅俊および末川久幸の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、原田雅俊および末川久幸の両氏の再任が承認された場合は、同契約を継続する予定であります。

責任限定契約の概要は、次のとおりであります。

取締役として、その任務を怠ったことにより会社に損害を与えた場合において、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社に対し、金100万円と、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とのいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負うものとし、当該限度を超える損害についてはこれを免責するものとする。

7. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役、監査役、執行役員を被保険者として会社役員賠償責任保険契約を締結しており、2021年11月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決され、各氏が取締役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者となります。

当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなっており、当社が保険契約者として費用負担しておりますが、株主代表訴訟に敗訴した場合の損害賠償金および訴訟費用を担保する部分に相当する特約保険料は、常勤の取締役および常勤の監査役が均等に個人負担することとしております。

以上

(✗ ✗)

(✗ ✗)

(✗ ✗)

株主総会当日は北大阪急行線「桃山台駅」ロータリーにて送迎バスをご案内しておりますのでご利用ください。

定時株主総会会場へのご案内 (燐ホールディングス株式会社)

会 場 公益社 千里会館（まほろば）
住 所 〒565-0854 大阪府吹田市桃山台5丁目3番10号
TEL 06-6832-0034
FAX 06-6831-7984

